

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年8月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条～第14条」を「第14条・第15条」に、「第15条～第16条」を「第16条・第17条」に、「第17条～第20条」を「第18条～第22条」に、「第21条～第22条」を「第23条・第24条」に、「第23条～第24条」を「第25条・第26条」に、「第25条」を「第27条」に、「第26条～第27条」を「第28条・第29条」に、「第28条～第32条」を「第30条～第34条」に、「電気主任技術者連絡会議（第33条）」を「主任技術者連絡会議（第35条）」に、「第34条～第35条」を「第36条・第37条」に改める。

第1条中「電気主任技術者」の右に「及びボイラー・タービン主任技術者」を加える。

第8条（見出しを含む。）中「主任技術者」を「電気主任技術者」に改め、同条各号列記以外の部分中「電気工作物」の右に「（汽力設備を除く。以下本条において同じ。）」を加える。

第35条を第37条とし、第34条を第36条とし、第33条の見出しを「主任技術者連絡会議」に改め、同条第1項中「（以下「会議」という。）」を削り、同条第2項中「会議」を「前項の会議」に改め、同条を35条とし、「第11章 電気主任技術者連絡会議」を「第11章 主任技術者連絡会議」に改める。

第32条を第34条とし、第26条から第31条までを2条ずつ繰り下げ、第25条第1項中「電気工作物」を「主任技術者は、電気工作物」に改め、同条第2項中「主要機器」を「主任技術者は、主要機器」に、「補修記録は、」を「補修記録を」に改め、同条第3項中「法定事業者検査」を「主任技術者は、法定自主検査」に、「記録は」を「記録として」に改め、同条を第27条とし、第24条を第26条とし、第21条から第23条までを2条ずつ繰り下げ、第20条見出し中「法定事業者検査」を「法定自主検査等」に改め、同条中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用前自己確認は、電気主任技術者の監督の下で実施し、経済産業省令で定める技術

基準に適合するものであることを確認するものとする。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の2中「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」を「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条中「電気工作物」を「事業所の長及び工事担当課等の長は、電気工作物」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条第1項第2号中「、その他」を「その他」に改め、同条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(ボイラー・タービン主任技術者の職務)

第9条 ボイラー・タービン主任技術者は、事業所の長及び工事担当課等の長を補佐（ボイラー・タービン主任技術者が事業所の長である場合を除く。）し、電気主任技術者と連絡を密にして、汽力設備の保安業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 汽力設備の工事に関すること。
- (2) 汽力設備の維持に関すること。
- (3) 汽力設備の運用に関すること。
- (4) 汽力設備に係る保安教育に関すること。
- (5) 汽力設備の法定自主検査に関すること。
- (6) その他保安上必要な事項に関すること。

附 則（令和7年8月12日上下水道局管理規程第8号）

この規程は、令和7年8月13日から施行する。

（上下水道局下水道部施設課）